



令和7年10月29日

那珂川町長 福島 泰夫 様

那珂川町特別職報酬等審議会

会長 鈴木 雅 仁



那珂川町特別職の給料について (答申)

令和7年10月1日付け那珂総第242号により諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

# 答 申 書

## 1 町長、副町長及び教育長の給料の額について

次のとおり改定することが適当である。

区分	現行額	答申額	増減
町長	720,000円	760,000円	40,000円
副町長	585,000円	617,000円	32,000円
教育長	535,000円	564,000円	29,000円

## 2 改定時期について

速やかに実施することが望ましいが、令和7年度については、予算が確保されていないことを考慮し、令和8年4月1日から改定することが適当である。

## 3 審議の概要について

近年の物価上昇の状況、県内他町における給料の状況、過去における給与の改定状況及び一般職員の給与改定状況等をもとに、客観的事実に基づき、現行の町長、副町長及び教育長の給料の額が適正であるか慎重に審議を重ねた。

## 4 改定理由について

本改定は、平成17年10月1日の合併後これまで1度も改定が行われないうまま20年が経過しているため、近年における社会経済情勢の変化、県内他町における給料の状況及び一般職の給与改定状況等を総合的に勘案し、町長、副町長及び教育長の給料の適正な水準を確保することを目的として行うものである。

近年、物価上昇や人件費の上昇が継続しており、これに伴い人事院勧告により、一般職職員の給与についても改定が実施されている。こうした状況のもとで、町長、副町長及び教育長の給料の水準についても、職務と責任の特殊性、並びに行政運営における役割の重要性を踏まえ、社会一般の水準との均衡を保持することが求められている。

このため、町長、副町長及び教育長の給料について、適正かつ均衡のとれた水準となるよう改定を行うことが適当であるとの結論に達したものである。

5 付帯意見について

本審議会は、町長、副町長及び教育長の給料について、現在の社会経済情勢の変化、県内他町における給料の状況及び一般職給与等を総合的に勘案し、適正な水準を確保することを基本として審議を行い、本答申を取りまとめた。

なお、審議の過程において、今後の検討に当たり特に留意すべき事項として、給料の水準が実態に即しているかを定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うため、本審議会は町長の任期4年中に1回は必ず開催する必要があると思料する。

那珂川町特別職報酬等審議会

会 長 鈴木 雅 仁

職務代理者 関 根 了

委 員 川 島 優 子

小 峰 直 人

屋 代 俊 一

和 久 千香子